

事 務 連 絡
令和3年4月1日

請求書等における押印省略の取扱いについて

この度、下記の書類への押印を省略できることとなりましたので、お知らせします。

記

1 押印を省略できる書類

- (1) 請求書
- (2) 見積書 ※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号により随意契約できる場合に限ります。

2 押印省略時の対応

押印を省略する場合は、当該書類に担当者名及び連絡先を記載してください。

- ※1 担当者とは、本契約に関する事務を担当する者をいいます。
- ※2 代表者と担当者は同一人物でも可とします（個人事業主等）。
- ※3 確認のため、記載された連絡先に連絡する場合があります。

3 取扱開始日

令和3年4月1日

<問い合わせ先>
敦賀市役所 会計課
0770-22-8110（直通）

記載例

請 求 書

令和〇年〇〇月〇〇日

敦賀市長 渕上 隆信 様

下記のとおり請求いたします。

敦賀市〇〇町1-1
株式会社 〇〇
代表取締役 敦賀 太郎
TEL 0770-00-0000

御請求額 5,500円

品 目	数 量	単 価	金 額
付箋	10	500	5,000
消費税及び地方消費税			500
合計金額			5,500

担当者

〇〇課 角鹿 花子 (直通番号 0770-00-0000)